

二十人ぐらいの方とお話をしたんですけれども、女性の現場監督をされている方もいて、この十年で随分働きやすくなりましたと。これは本当に国交省の皆さんがいろいろ御努力をさせていただいたおかげでありますけれども、一方で、やっぱり女性の多いのは、公共事業、土木じゃなくて建築の部門なんです。そうすると、民間相手でなかなか休みや勤務時間など条件がやっぱり厳しいとなつています。また、ライフステージが変わると働き続けていけるか不安である、あるいは保育園の見送りで意外と朝礼がネックであるというような声も結構ありました。まあこれは男性も同様であります。

建設、建築業界は、他業種と比べると女性の定着率はまだ十分とは言えませんが、更にこの業界で頑張っていた女性を応援するためにも、こういうことをされる、あるいははされているのか、教えていただきたいと思えます。

○政府参考人（楠田幹人君） お答えいたします。建設業において、担い手確保は待ったなしの課題であり、老若男女を問わず、様々な方々に従事していただけるよう取り組んでいくことが重要だと考えております。その中でも、女性については、この十年間で七十五万人から八十八万人に増加をし、様々な現場で御活躍をいただいているところであります。今後も、女性が活躍、定着できる職

場づくりを進め、この流れを加速していくことが極めて重要であるというふうに認識をしております。

昨年三月に、建設業団体等と共同で、建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画を策定し、快適なトイレや更衣室の整備、計画的な休暇取得や朝礼の運営見直し等を通じた柔軟な働き方ができる環境づくりなど、ハード、ソフトの両面での取組を官民が一体となつて進めているところでございます。

また、いわゆるけんせつ小町の取組や、女性の就業継続にむけたキャリアパス・ロールモデル集の作成などを通じて、建設業の現場や技術分野で女性が活躍するための多様な柔軟なキャリアパス、ロールモデルを分かりやすく発信をし、若年女性や学生、その保護者や教育関係者はもちろん、建設工事の関係者などにも広く御理解いただけるよう取り組んでいるところでございます。

建設業の現場が、職場が女性を始め全ての人にとって働きやすい職場、働き続けられる職場となるよう、現場で働く女性の声も引き続き丁寧にお伺いをしながら、民間工事の関係者への働きかけも含めまして、必要な職場環境の整備を官民一体でしっかりと進めてまいります。

○山本佐知子君 パワフルな女性ばかりです。是非業界を応援していただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

四月二十日に発災をしました北海道・三陸沖地震、まず、被災による被害が本当に大きくなくて安堵しております。釜石にいる知人に聞くと、本当に被害が物的にも人的にも最小だったと、本当にその評価が広まっているそうなんです。一方で、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発出されているんですが、これはどういうものでしょうか。

○政府参考人（野村竜一君） お答え申し上げます。

千島海溝、日本海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられております。

このため、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域周辺で地震の規模を示す指標の一つであるモーメントマグニチュード七・〇以上の地震が発生した場合に、マグニチュード八クラス以上の大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっていることをお知らせするのが、お尋ねの北海道・三陸沖後発地震注意情報でございます。

○蓮舫君 今御答弁いただいたように、この情報は、マグニチュード七クラスの地震が発生した場合に、その発表基準が満たされていると気象庁が

判断して発出されるんですが、世界の事例を踏まえたとき、平常時は一週間以内にマグニチュード八クラスの地震が起きる確率は〇・一％なのに対して、今は一％にまで上がっていると。〇・一から一パー、たかが一パーかと思うんですが、十倍なんです。この十倍というのはどれぐらいの備えをすればよろしいんでしょうか。

○委員長（辻元清美君） 内閣府大臣官房キヌナ審議官。

○政府参考人（貫名功二君） お答えいたします。

委員の御指摘のとおり、平常時におきましては、北海道、三陸沖で今後三十年間に大規模地震が発生する確率が最大九〇％程度と評価されておりますので、これを一週間に換算すると〇・一％程度と見積もられております。一方、モーメントマグニチュード七以上の地震が発生した状況におきましては、過去の地震事例によると、一週間以内にモーメントマグニチュード八クラスの大規模地震が発生する確率が一％程度と高くなっております。これに対しまして北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表を行いまして、政府として、北海道から千葉県にかけての対象地域におきまして、自らの命は自らが守るという原則の下、避難場所、避難経路の確認や御家族との連絡手段の確認、家具の固定などの日頃からの備えの再確認に加えまして、すぐに逃げられる態勢の維持や非常用持ち出

し品の常時携帯などの特別な備えを取るよう呼びかけているところでございます。

○委員長（辻元清美君） キヌナ審議官と申し上げましたが、失礼いたしました、貫名審議官でした。訂正いたします。

○蓮舫君 ありがとうございます。

危機をおおつてはいけなと思いますけれども、やっぱり備えは相当真剣にしていだきたいという情報だというのは注意をした方がいいと思うんです。

今回の地震がほかの地域の更なる地震を誘発するということは考えていますか。

○政府参考人（野村竜一君） 現在の政府の地震防災対策として、今回の三陸沖の地震に伴って地震発生の可能性が通常より高まっていると言えるのは、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖にかけての巨大地震の想定震源域付近のみでございます。この点について、地震発生の翌日に開催された政府の地震調査委員会における今回の地震の評価においても、この想定震源域付近以外の地域における地震発生の高まりについては言及されていないと承知しております。

いずれにしても、我が国は世界有数の地震大国でございますので、被害をもたらすような地震は、全国、いつ、どこでも発生してもおかしくございません。他の地域においても日頃からの地

震への備えが重要であることを申し上げたいと思います。

○蓮舫君 ありがとうございます。

とにかく地震への緊張感、備えというのは緩めないでいただきたいということを改めて申し上げますと同時に、今後何があるか分かりませんが、大臣や、あるいは国交省、気象庁の皆様方の任務に支障が出ないように、私たちも最大限協力はさせていただきたいということは申し上げたいと思います。

気象庁と内閣府の政府参考人は、これでお帰りにさせていただいて結構です。

○委員長（辻元清美君） それでは退席してください。

○蓮舫君 四月二日、この国交委員会で令和八年度予算案の委嘱審査が行われました。私は、今年七月に三倍に値上がりされる出国税、国際観光旅客税のその事業について、オーバーツーリズム対策の関連事業について質問をしたんですね。

答弁にそこがないか、あるいは内容の厳格な確認が必要なので、委員会が終わった直後に、国交省、観光庁に対して答弁のバックデータを要請しました。予算委員会はお続いておりましたので、その調査いただいた資料の内容によっては予算委員のメンバーに関連質問をお願いする予定だったんですが、予算案採決の前日までに、予算案採決

の当日も、全く連絡もなければ、資料もいただい
ませんでした。連絡が来て説明と資料をいただい
たのは質問から二週間後、予算の採決が終わって
ようやく二週間後に連絡が来ました。これはどう
いうことでしょうか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

四月二日に委員から資料要求をいただいたにも
かわらず、四月十六日に委員に直接御説明申し
上げるまで二週間要してしまつたこと、また、そ
の結果といたしまして本委員会の運営に支障を生
じさせてしまつたことにつきましては、大変重く
受け止めており、まずもって深くおわび申し上げ
ます。

委員の事務所より依頼があつたことを受け、直
ちに資料の作成に取りかかりましたが、委員に提
出する大部にわたる資料の内容の精査に時間を要
したこと、さらに、少しでも分かりやすい資料と
するための概略資料の作成及びその資料について
の関係省庁間の調整に一定の時間を要したこと、
委員よりいただいた大変貴重な御意見を踏まえ
今後の方向性を示すための資料の作成及びその資
料についての関係者間での調整のための時間を要
したことなどから、結果として二週間の時間を要
したところでございます。

また、資料提出の用途や資料の緊急性につきま

して、委員及び委員の事務所と十分な意思疎通を
図ることができず、委員の意図を正確に把握でき
なかつたことにつきまして、反省をしていること
でございます。

今後は、資料要求につきましては、より一層、
丁寧かつ迅速な対応に努めてまいりたいと考えて
おります。

○蓮舫君 謝つていただきたいということではな
くて、何があつたのかをしっかりと確認をして、そ
して税金の使われ方がどのように決めていったの
かのその途中過程の確認をさせていただいてい
るんですね。

持参していただいた資料の大半はもう既に国交
省のホームページで公開されていまして、四月二
日の質問の前に私全部読んでいますよ。今日
配付した一枚目と二枚目の資料を作成してくれ
たんですけども、これは、昨年五回開催された交
通政策審議会の観光分科会、その中の三回の会議
の中で私が質問した内容に関係する委員の意見を
ピックアップして、観光庁の説明内容を新たに付
記をして、予算への反映状況の簡単な説明の表な
んです。これも実は公開されていて、全て確認済
みなんです。予算委嘱審査で指摘されたのに、新
たに答えたものではないんですよ。

この二枚の資料作成に二週間掛かつていたとい
う説明はちよつと私納得できないんですが、そん

なに時間が掛かりましたか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、事務所より依
頼があつたことを受けて直ちに資料の作成に取り
かかりましたが、委員に提出する大部にわたる資
料内容の精査、時間を要したこと、さらに、少
でも分かりやすい資料とするための概略資料の作
成及びその資料についての関係省庁間の調整、こ
れはいろいろ調整していく上で新しい項目を追加
したりする場合に都度発生する作業でございま
し、そうしたことに一定の時間を要したこと、そ
れから、先ほど申し上げました今後の方向性、こ
れについても示すべきではないかと考え、その資
料を作成する際の内容、それから関係者間の調整
に時間を要したことの結果といたしまして二週間
時間を要したものでございます。

○蓮舫君 作成していただいたことにはお礼を申
上げたいと思います。

例えば、じゃ、中身を見ると、一枚目の資料、
一番上の第五十回観光分科会、これ、委員からの
主な意見というのが真ん中にあるんですけど、一
番上の丸一つ、ここで国際観光旅客税の活用が重
要と太字に変換して、それが予算への反映にされ
ているというんですが、同じ意見ではこれ宿泊税
も大事と、重要と言っているのに、なぜここは太

字に変換していないのか。もっと言うと、分科会において、財源論で出国税だけに限った議論で行われていないんじゃないですか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。財源、それからそこで議論された施策につきまして、大変様々な御意見をいただいているところでございます。

その中で、例えば今委員の方から御指摘のありました宿泊税、これにつきましては、地方公共団体が地域の実情に応じまして具体的に実施する事業の内容、それから導入の可否等を判断するものでございます。したがって、国として財源確保手段とすることが適切でないと判断したところでございます。

○蓮舫君 観光庁の作成資料には来年度予算案に反映された主な分科会有識者の意見を載せたところなんです。例えば、同じ一番上の第五十回観光分科会、そこで有識者からこんな意見も出されているんです。観光関連税収で関連業界の振興策に配分することも重要と。

なぜこの意見はこの表に載せていないんですか。
○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

資料につきましては、観光分科会での我々の説

明、それからいただいた意見の中で関係のあるものを分かりやすい形で抽出したものでございます。したがって、国際観光旅客税の予算案と直接関係ない項目につきましては資料では取り上げていないということでございます。

○蓮舫君 真ん中、第五十二回の分科会では、今の日本の観光の課題は何かと問われた際に、オーバーツーリズムとは言えないのではないか、六千万人目標に向け取り組む中で、オーバーツーリズムという課題を標榜すると矛盾が生じるという、こういう厳しい指摘もあるんです。

この意見を主な意見から落としたのはなぜですか。

○政府参考人（木村典央君） 御指摘のとおり、今の日本の状況についてオーバーツーリズムとは言えないのではないか、そういった意見があったことは事実でございます。

しかしながら、最終的に、分科会の意見の取りまとめとして、やはりオーバーツーリズムの対策というのが、今後、二〇三〇年のインバウンド六千万円、消費額十五兆円を達成していく上で大変重要な課題であると、そういった整理がなされましたことから、予算と直接関係ない項目ということで、この表の中には載せていないところでございます。

○蓮舫君 予算案の委嘱審査で私がお伺いをした

のは、観光庁が一括計上した予算事業案が、予算編成の基本的考え方にある、これ三枚目に付けていますが、予算編成の基本的な考え方にある、有識者の意見も踏まえつつ編成とされていたのかどうかの確認なんです。その質問に明快な答弁がなかったのでバックデータの資料を要請したんですけど、二週間後にいただいた資料一枚目と二枚目を見ますと、実際に企画立案された予算事業案に反映したと思われる意見だけが抽出されているんです。それ以外の意見は落とされているんです。

つまり、意見があつて企画立案したのではなくて、予算事業があつて、それに沿う有識者の意見が載せられた表を作ってきたと私はお見受けするんですけれども、いかがですか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、この資料は、今までの観光分科会における我々の説明、それから具体的に予算に係る指摘を取りまとめたものでございまして、同時に、委員からの資料要求に基づきまして、詳細な観光庁からの説明資料、それから議事要旨、それについても御提出させていただいているところでございます。

したがって、我々として意図的にこの意見を取り上げたということではなく、全体の分かり

やすさを重視するための資料として関係の指摘を取り上げたということでございます。

○蓮舫君 じゃ、もう一度確認しますけれども、この分科会で議論されたのは昨年の四月から十月までの五回なんです。この間に出国税の増税って決まっていますか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

国際観光旅客税の引上げにつきましては、年末の閣議決定されました税制大綱におきまして正式に決定されたところでございます。

○蓮舫君 税制改正大綱の閣議決定は昨年の十二月二十六日です。この分科会が昨年最後に開かれたのは十月の二十七日でした。つまり、財源がどうなるか見通しもない、その財源が本当に担保されるのか分からない、なのに、その増税財源で行う予算事業、使い道について有識者にこの分科会で聞いたという説明自体に無理がありませんか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

国際観光旅客税の引上げが正式に決定されましたのは、御指摘のとおり、観光分科会が終了された後でございます。しかしながら、その議論の過程におきましても、必要な施策、それと、それを実施するための財源、これについて観光分科会で御議論をいただいたところでございます。その中

で、新たな財源として、国際観光旅客税の税率の引上げも含めて、そういうような新たな財源の確保が必要である、そういう前提の下で各施策の御議論をいただいたところでございます。

国際観光旅客税の引上げにより、計画初年度の令和八年度に実施すべき事業も含めまして、事業の実施に必要な財源を確保することにつきまして、これ分科会終了後、各分科会の委員に御説明をして、御了解をいただいているところでございます。

○蓮舫君 理屈の通らない答弁は重ねない方がいいと思いますよ。

ならば伺います。この観光分科会、増税する出国税のその財源による政策、具体的な事業について意見をもらうために諮問、付託された会なんですか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

諮問の内容でございますけれども、諮問の内容でございますが、観光立国推進基本計画の変更に付いてということで大臣から諮問されたものでございます。

観光立国推進基本計画におきましては、今後五年間で政府が講ずべき施策を積み上げたものがございますので、その議論の中では、計画初年度である令和八年度に実施すべき事業についても御議論をいただいたものと認識しているところでござ

います。

○蓮舫君 交通政策審議会への大臣からの諮問は、国交大臣が作成する五年間もの観光立国推進基本計画のために意見を聴くことなんです。その審議会から、この計画案の詳細を審議して結果を報告してほしいと付託されたのがこの観光分科会なんです。実際に、今年三月二十七日に関係閣僚会議で決定し閣議決定された基本方針の案は、この分科会で審議、提案されたもので、これからの五年間、二〇三〇年まで日本が観光立国して行っていく政策と目標から成っているんです。

実に幅広い観光各種分野の議論が行われたこの分科会で出た一部の意見が出国税事業のために聞いた有識者の意見とするのは、これやめた方がいいんじゃないですか。

○政府参考人（木村典央君） 先ほど申し上げますように、今後五年間の施策を議論する場でございますので、計画初年度の令和八年度の事業、これについても必要なものについて御議論をいただいて、御承認いただいているところでございます。

こうした対応でございますけれども、令和八年度予算におきまして、旅客税財源を充当する個別の予算事業ごとに外部有識者から意見を聴取したものではありませんけれども、全体の方向性、それから今後必要な施策については御議論をいた

だき、御了承いただいているものと承知しておるところでございます。

○蓮舫君 大臣、私がかかわっているのは、やっぱり税金の使われ方、その途中経過、事業を企画立案して、政府の予算案として決定するまでの途中経過の透明性なんですよ。

特に、四百九十億だった財源が令和八年度には千三百億円になる見通しで、これだけ多くの財源になるものをどういうふうに使っていくか決めるのを、だから関係閣僚会議で毎年の洗い替えを行いましよう、既存予算の継続、延長にならないように、だから外部有識者の意見を聴いて、ちゃんと説明できるように、さらには、オーバーツリズム対策として使っていくという基本的考え方を担保したのに、先ほど来の観光庁の次長の話を聞いていると、後付けなんですすよ。

結局、決まったこと、決まっていけない以前に、ほかの目的で諮問あるいは付託をされた分科会の意見が結果として予算事業につながったという逆算していると思えるんですが、これ、大臣、聞いていけるかがですか。

○国務大臣（金子恭之君） まず、前回の議論、蓮舫委員から、行政事業レビュー、交通政策審議会のことを、中で資料を出してくれという御指示がございました。先ほど政府参考人からお話があったように、大量の資料だったので精査をしな

やいけなかった、また分かりやすい資料というところで精査をしたわけでございますが、今思えば、その次の予算委員会に反映をさせるという意味で資料要求をされたのに二週間も掛かってしまったということは、本当に国土交通行政の責任者として心よりおわびを申し上げます。今思えば、その資料をまずは蓮舫委員のところに持つていって、そして吟味していただいて、ここをもうちょっと深掘りしてくれとか、そういう御指示があつて分かりやすく変えていくべきだったのかなと今考えているところでございます。

行政事業レベルもやりました、交通政策審議会の審議もしっかりやらせていただきました。その結果として、私が諮問をいたしました観光立国推進基本計画の変更についてでございますが、これから五年間の計画の初年度という意味で令和八年度の予算については反映をされているというふうに考えておりますが、これから更に透明性をしっかり担保しながら、皆さん方にも分かりやすい広報をしていきたいというふうに思っております。

○蓮舫君 多分、大臣に不都合な説明は事務方は上げないと思うんですよ。大量の資料を蓮舫さんのところに持つていったと言うけど、これだけです、議事概要と資料。しかも、これホームページで全部公開をされています。作成していただいた二枚の資料は、この中から予算事業に関連する

意見だけを抽出して、予算事業につながったという表なんですよ。

そして、二枚目の表で、この委員会での委嘱審査の私の指摘を受けてどうするか、今後の対応方針を見ると、一言で言うと、九年度予算では頑張るという内容なんです。ちよつとこれ余りにもじやないですか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

まずは、八年度予算、これの執行につきまして、行政事業レビューなども活用して、しっかりと透明性、それから効果の高い執行を確保してまいりますと考えております。

その上でございますが、先ほど来、私どもの対応、考え方を申し上げさせていただいておりますけれども、委員御指摘のとおり、先ほど大臣からも御答弁ありましたけれども、より一層、予算の適正化、透明化というのを国際観光旅客税については図っていく必要があると考えております、そうした対応につきまして、今後しっかりと検討してまいります。

○蓮舫君 行政事業レビューを自分たちの理屈に使わないでいただきたいんです。

じゃ、確認をしましたけれども、令和八年度予算で、出国税財源で観光庁が一括して取りまとめている事業は三十一あります。その中で新規は十

二なんです。でも、既存事業が十九あるんです。

じゃ、この既存事業、継続十九の中で、行政事業レビュー、去年行われた、外部有識者の意見を聞いたのは幾つありますか。

○政府参考人（木村典央君） お答え申し上げます。

昨年度、令和七年度の行政事業レビューにおきまして、国際観光旅客税を充当している事業は全部で四十ございますけれども、そのうち外部有識者に点検いただいている事業は十二事業でございます。このうち半分の六事業につきましては令和八年度予算には該当しないところでございまして、残りの六事業について、いただいた意見を基に執行内容等を改善しているところでございます。

○蓮舫君 大臣、多分これも実態は耳に入っていないと思うんですけども、八年度予算に、これまでの継続された事業、その中の七割は実は外部有識者の意見を行政事業レビューでは聴いていないんですよ。だから、どこで決められたのかがほとんど分からなくなる。それを、そういう答弁を重ねるから私はどうしてもこたわってしまうんですけども、やっぱり、これから先の観光立国推進を進めていくためのオーバーツーリズム対策というのはやっぱりすごく大事だと思っっているんです。

限られた財源は不安定だと言いました。感染症

が起こったり、国際的な様々な衝突があったり、

増えたり減ったりをする。ただ、一度事業化されたものは、撤退するのは、なかなか各省庁は予算を離しませんから、その部分において今回の予算編成は本当に肝だったと思う機会を逃したと思っ

ているので、来年度の予算編成においては相当厳しくここは指導していただきたいと思えます。

○国務大臣（金子恭之君） 今回の蓮舫委員の御指摘も含めて、皆さん方に胸を張って、この予算にこれだけ付けましたと、これだけの効果がありますと、こういう要望もありますということをしつかり国土交通省としても改めて、観光庁のみならず各部局で徹底してまいりたいと思えます。

○蓮舫君 終わります。

○委員長（辻元清美君） 委員長として一言申し上げます。

委嘱審査というのは、予算審査の一環なんです。ですから、やはり資料提出とかは予算委員会が行われている間に、ちよつと通常の委員会と違いますが、御対応を今後いただきたいことと、今後も法案審査やそれから一般質疑等ありますけれども、委員の皆様から資料請求などがありましたら是非緊張感を持って御対応いただいで、円滑に委員会を進めたいと思いますので、国交省の皆様は緊張感を持って対応していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上。

○平戸航太君 国民民主党・新緑風会の平戸航太です。よろしく願いいたします。

まずは、国内航空ネットワークの持続可能性についてお聞きします。

国内航空ネットワークは、地方、離島の生活、医療、産業、観光を支える基盤であり、地域の持続可能性に直結する公共性を有しております。しかし、コロナ禍以降、国内線事業は、旅客数こそ回復しているものの、長引く円安や物価高騰、高単価ビジネス旅客の減少などにより、収益構造は悪化しております。公的支援を除けば、実質的に全社営業赤字です。さらに、中東情勢の影響を受け、航空機燃料の価格は原油やガソリンを上回る高騰となっており、激変緩和措置による補助はあるものの、燃料費は航空会社の営業費用の約三割を占めておることから、極めて厳しい経営状況に陥っております。

昨年五月に航空局に設置された国内航空のあり方に関する有識者会議において国内線事業の構造改革に関する議論が進められており、独占禁止法の適用除外、航空会社間のダイヤ調整、実勢運賃のモニタリングを通じた適正価格の設定など、従来にない踏み込んだ施策が議論されていることを承知しておりますが、これらの施策が国内航空ネットワークの維持という課題に対して、いつ、ど